

営 利 事 業 規 程

(営利事業1)

第1条 営利事業とは本協会（以下甲）の登録商標、登録キャラクター、ロゴ等を使用して、甲と甲以外の個人・法人(会員を含む、以下乙)が営利事業契約を締結し、各種事業を行い、その売り上げ又は利益の一部を甲に納付することを内容とするが、当該各種事業においては、甲に対する納付を免除する場合もある。但し、いかなる各種事業においても不法、不当、社会的妥当性を欠くと思われる事業を除く。

(営利事業2)

第2条 甲は前条以外の形態（例、教育事業等）による営利事業契約についても乙との締結の権限を有し、前条但し書きの適用についても同じとする。

(営利事業の申出)

第3条 営利事業を企画する者は企画書及び営利事業契約書を事務局に提出し、理事会の承認を経なければならない。但し、理事会は不定期であり、開催までに日時を要する場合は、速やかな対応が必要となるので、三役の承認で決定し、次回の理事会で報告することとする。

(営利事業1における営利事業契約)

第4条 営利事業1における営利事業契約において甲乙は事業内容、地域、期間、対価及び支払方法、支払時期を定めねばならない。

(営利事業2における営利事業契約)

第5条 営利事業2における営利事業契約についても前条と同じとする。

(協議)

第6条 本規程に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決するものとする。

附 則

1	平成31年03月29日 施行	平成31年03月29日 第2回理事会承認
---	----------------	----------------------